

第3回 西宮市幼児期の教育・保育審議会

会 議 録

日 時：平成23年10月7日(金)

場 所：市役所東館8階 801・802会議室

〔午前10時31分 開会〕

事務局 定刻となりましたので、開会に先立ちまして、資料の確認をさせていただきます。

本日、机の上に置かせていただいておりますのは、青い冊子のアンケートの報告書、第2回審議会の議事録、そして座席表です。また、事前配付させていただきました資料は、式次第、資料集、わかば園のパブリックコメントに関する資料となっております。

お持ちでない方がありましたら、事務局までお知らせいただきたいと思います。

それでは、会長、会議の進行をよろしくお願いいたします。

会長 皆さん、おはようございます。本当にお忙しい中、ご参集くださいましたこと、御礼申し上げます。それでは、ただいまより第3回西宮市幼児期の教育・保育審議会を開会させていただきます。

本日は、まず、前回以降に格差是正・子ども支援部会が開かれておりますので、部会長よりその報告をいただいた後、審議会のメンバーで共通理解を図ってまいりたいと思っております。その後、昨年度に実施しました保護者に対するアンケートの報告書ができ上がっておりますので、そのご報告をいただきたいと思います。

議事を進めていきたいと思いますが、まず初めに、前回の議事録について事務局よりご説明をお願いします。

事務局 第2回審議会の議事録でございますが、修正箇所等がございましたら、来週10月14日（金）までに事務局までご連絡いただきますようお願いいたします。以上でございます。

会長 ただいま説明がありましたように、何かございましたら事務局までご連絡いただけたらと思います。

調製につきましては、会長の私一任ということでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

会長 それでは傍聴のことですが、お2人、ご希望があるようですので、皆さんのご了解が得られましたら入室していただきたいと思いますと思いますが、よろしいでしょうか。今後、傍聴の方がございましたら、適時入室していただくということでよろしく申し上げます。

〔「異議なし」の声あり〕

会長 それでは進めてまいります。

次第の議事(1)の第2回格差是正・子ども支援部会の報告につきまして、部会長よりお願いいたします。

部会長 私ども格差是正・子ども支援部会の第2回作業部会を8月22日に開催いたしました。その内容についてご報告いたします。途中、事務局からの説明も交えながら報告をさせていただきます。

第2回の作業部会では、4つの点について検討いたしました。1つ目、認可外保育施設への支援について、2つ目、子ども・子育て環境について、3つ目、幼保小の連携と研修制度について、4つ目、特別支援教育について、以上4つの議題です。

お手元の資料集に、「意見要約」とともに、「部会での整理」という形でまとめさせて

いただいております。

まず1つ目、「認可外保育施設への支援について」、資料集1ページをご覧ください。事務局から説明をお願いします。

事務局 認可外保育施設への支援について、第1回の作業部会で認可外保育施設への支援についてご議論をいただく際に、幅広い意見をちょうだいしましたが、それは、大きく分けて2つの方向性に係るものでございました。1つは、保育を必要とする西宮の子どもに対して一定水準の保育の質を確保していくという考え方、もう1つは、運営費について公費による何らかの補助は考えられないかというご意見でございました。このようなご意見をいただきまして、事務局としても検討しました。

まず、運営費について公費による何らかの補助は考えられないかというご意見については、現在、公的な保育サービスについては認可保育所により行うことを基本に、さまざまなルールや基準のもとで、公費による助成がなされているところです。一方、認可外保育施設は、認可保育所に適用されるルールや基準にとらわれることなく、利用者の多様なニーズや園の運営方針に基づき、運営されている面もあります。このような状況におきまして、認可外保育施設に対して認可保育所と同様の支援を行うことは、現在の制度の枠組みの中では困難がございます。

もう1つ、保育を必要とする西宮の子どもに対して一定水準の保育の質を確保していくという考え方については、非常に重要なご指摘であろうと考えております。そのような方向性での支援のあり方については、事務局としても考えていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

この認可外保育施設に対する支援という議題に関しては、今後、事務局において支援のあり方について研究させていただいて、現行制度の枠組みとの関連、施策の必要性、実現可能性、その他を総合的に勘案しながら、改めて事務局としてきちんと整理させていただいた上で、ご報告させていただければと考えております。以上でございます。

部会長 この1ページの下の方、破線の囲みのところをご覧ください。

「意見要約」として挙げております。前回の作業部会で、資料の内容を踏まえて出されました意見としましては、「認可外保育施設に通う子どもや保護者に対する格差を是正していくような方向をぜひ今後とも見出してほしい」「認可保育所以外に通う子どもの置かれている状況を把握することが、西宮の子どもたちの環境をよくする方向を考えていくことにつながるのではないか」「事業所内保育施設とプリスクール等を除くと、市内に認可外保育施設は36施設あるが、その中で補助を受けたい施設はどれくらいあるのか、調査する必要がある。また、認可要件を満たしながらも認可を受けていない施設があれば、そういった施設の話も聞く必要があるのではないか」

そういったものでした。

続きまして、同じ囲みの中、「部会での整理」をご覧ください。

一定水準の保育の質を確保するための支援を中心に考えて、施設運営費等への補助についても、他市の状況や適正配置部会での議論を勘案しながら、事務局で整理検討して、改めて報告する。また、市内の認可外保育施設への調査等についても、今後検討する、としております。

続きまして、2つ目の議題、2ページ・3ページをご覧ください。「子ども・子育て環境について」です。資料の説明をお願いします。

事務局 第1回の作業部会で話し合われたことについては、家でおもちゃで遊んでいるような子が多いといったアンケートの結果も踏まえまして、子どもが自然とふれあいながら遊べる環境が必要だとして、市内の空き地や公園などの資料をつかって、遊び場を中心に子どもを取り巻く環境についても検討していこうということになりました。

そこで、その遊び場を考えたときに、ねらい、場所、運営の3つの点について事務局でたたき台をつくりました。これは、あくまでもたたき台でして、このたたき台を踏まえまして、こういう方向性が子どもにとって大切だという審議をいただくためにつくった資料でございます。

まず、初めに「ねらい」ですが、野外の自然豊かな空間を用意することで、子どもたちが主体的に遊ぶ、友だちと協調して遊ぶ・感動するといった経験を育むことが目的になると考えております。

次の「場所」については、お手元にカラー刷りの資料があると思います。その点について説明をさせていただきます。

事務局 「別紙資料」として大きな色刷りの地図をお配りしております。第1回作業部会を受けまして、市内の公園や空き地を表示した資料を作成させていただきました。

まず、公園としましては、縮尺の関係ですべてを表示することはできませんでしたが、近所にあるような小さな街区公園や運動公園、あるいは河川敷緑地なども含めて、緑色で表示しております。

また、住宅地図や航空写真を使いまして、市内の空き地についても調べておりまして、こちらは赤丸の数字で表示しております。例として表示しておりますのは、市内南部地域における1,000平米以上の空き地でして、甲山近隣の4つの小学校区については、自然豊かで件数がかかなり多いこともありまして、そこは除いておりますが、それ以外の小学校区について表示しております。

なお、この中で具体的に活用されている事例を申し上げますと、例えば13番、久保町にあります国有地は、現在、プレーパークとして活用されております。また、14番の津門呉羽町にあります市有地は、地域で管理されておりました、遊び場として活用されているようです。

全体的に見ていただきますと、公園があつて、空き地もあつて、西宮は緑が多いなと感じていただけるのではないかと考えております。「場所」については以上です。

事務局 続きまして、2ページの四角囲いになっていきます「参考事例」として、「運営方法」について説明いたします。

そういう用地が出てきて、そこを遊び場として市が直営でということではなく、例えば地域ボランティアやNPOなど、志のある皆さんに担っていただくことを今後考えていくことが出発点になるかと考えております。

事例として、一番上のキッズパークですが、これは、子育て総合センターの所管になります。公立にはなりますが、ここでも自己責任で遊ぶ、運営についても、運営委員やボランティアの方に随分かかわっていただくという運営の仕方になっております。

2つ目のプレーパークについては、NPOにしのみや遊び場つくろう会という団体が、国有地を借りまして、有志で運営しておりまして、ルールについても、できるだけ規則をつくらずに、自分たちで遊ぶことを大事にしていくというところまで進めているものです。

次のEWC活動については、NPO法人のこども環境活動支援協会（LEAF）が運営しておりまして、こちらの活動範囲はすごく広いのですが、行政と連携しながらNPOとして運営しております。

次に、3ページの東山台まちづくり推進協議会については、独立行政法人都市再生機構が開発しました名塩のナシオン創造の森の中で、有志が里山として整備しておりまして、例えば子どもたちに木の剪定をさせてみるなど、自然体験の活動をしているところです。

説明は以上ですが、第1回作業部会で委員から資料の依頼がありまして、このような形で調べてみたところです。

実は平米数を1,000平米以上としておりますのは、余り小さいところを含めると、すぐにマンションなどの建物が建ったりしまして、せっかく計画しても無駄になりますので、まず大きなところで遊べるであろうところを絞っているものです。これが具体的に審議会の中で何を提示していくかということにはならないのですが、こういうところもあるんだなという紹介をさせていただいた資料として、皆様のご意見やお考えがありましたらいただけたらと考えております。以上です。

部会長 3ページの一番最後、破線の囲みの中をご覧ください。

「意見要約」として、「子どもの環境だけではなく、プラス保護者の意識をどのように変えていくかもセットで考えないと、環境をつくるだけではうまくいかないのではないか」「公の力をかりなければならない場合もあるが、実際にうまく回っている事例を見ると、地域力やNPOなどが活用されている場合が多い」「子どもが小さな失敗をたくさんできて、大きな失敗をしないような環境をつくっていくべきで、わざわざ車に乗って遠くの大自然の中に入るのとは違うと思う。各ブロックの近くにあれば理想的だと思う」

そういう意見が出されています。

そこで、「部会の整理」としては、子どもの側に立って考えることの大切さを忘れずに、子ども中心の視点でどこまでも考えていく。教育の5領域のうち、今回は「環境」をテーマにしましたが、例えば残りの領域である「健康」や「人間関係」なども含めて、今後議論ができるかどうかを検討していくこととなりました。

続きまして、4ページ・5ページをご覧ください。「幼保小の連携と研修制度について」、説明をお願いします。

事務局 まず、幼保小連携事業についてです。

今年度は、幼保小の教職員体験研修として30の保育所が公開する予定で、この夏休み中に保育所で開催していただいております。ある小学校では、先生全員が参加されるところもありました。参観後の意見交流では、子どもが主体的に活動している、個々への支え、励まし、認めなど、とりわけ声かけや、遊びの中で先生方が段階を追って指導している、個が育っていると感じたなど、幼児期の遊びの重要性や段差についても話し合われるようになっております。

また、地区別担当者会も夏休み中に行われているのですが、情報交換をする中で、改善

につなぐ取り組みや、子どもの発達を知り、幼稚園や保育所から小学校へとつながる活動や経験をとらえて、子どもの育ちのつながりを考える話し合いが行われております。

このことは、第1回の部会で部会長がおっしゃった、幼保小の連携問題を考えるキーワード、保育所・幼稚園と小学校の接続ののり代部分を丁寧に指導することにつながっていると思います。

そののり代部分の指導については、互いの指導内容を十分に理解し、子どもをよりよく成長させるために、今後、幼保小連携カリキュラムを幼保小からメンバーを構成して作成していくことも必要かと考えます。

参考資料としまして、山形県教育委員会の「幼保小連携スタートプログラム」を載せております。また、スタートプログラムを考えていくためにも、幼保小連携の継続の積み上げが必要であると考えております。

もう1つは、研修についてです。今行っております子育て総合センターの専門研修については、今後も西宮の幼児教育の質の向上を目指して企画・運営しているところでございます。先日の地区別管理職合同会議でも、公立保育所から、今年度2回ほどの職員研修があるので、参加希望があればどうぞという呼びかけもされました。まずはそのような身近な地区での幼保小のつながりが重要であると考えております。以上です。

部会長 この議題についても、破線の囲みの中をご覧ください。

まず、「意見要約」ですが、「スタートカリキュラムの前提となるのが、子どもや教職員同士の交流であるが、学年の相性や個人の組み合わせなども考えるといいのではないか」「幼保小それぞれに連携担当を置いた上で、担当が代わったとしても交流活動が変わっていかないようなカリキュラム化などをこれから考えていく必要がある」

そういう意見が出されました。

「部会での整理」としまして、研修制度については、子育て総合センターを中心に参加対象を広げる努力を続けていくことが求められる。また、連携については、スタートカリキュラムが充実するよう、幼保小それぞれが努力し合うことが肝要であるとしております。

最後に4つ目、「特別支援教育について」、6ページ・7ページをご覧ください。

まず、資料の説明をお願いします。

事務局 もう1枚めくっていただいて、8ページ以降をまずご覧ください。特別支援教育ワーキンググループのまとめとなっております。

平成22年度は、特別支援教育・障害者保育のあり方について、現状と課題についての整理を行いました。

課題については、主に4点、(1)相談体制、施設の選択について、(2)入所・入園決定など受入体制について、(3)職員体制や加配職員の配置、専門職について、(4)保育内容について、主にこの4点の整理を行いました。

最後の10ページの真ん中、「2.次年度に向けて」の最後の段落をご覧ください。

まず、次年度については、インクルージョンの理念に基づく保育システムの構築を目指して、相談・支援体制の確立と施設の受入体制や、施設への指導・助言体制の充実、専門機関や小学校等との連携・共同体制、保育内容や保育方法の検討といった具体策の検討が必要ということで、今年度の検討につながっております。

課題解決に向けて、インクルージョンの理念に基づく保育システムの構築を目指してということ視点を、ご審議いただければと考えております。

もとに戻りまして、6ページの「(2) 今後の進め方について」をご覧ください。

インクルージョンの理念に基づく保育システムについて、平成22年12月24日に文部科学省中央教育審議会の初等中等局分科会特別支援教育の在り方に関する特別委員会において論点整理がなされました。そこでインクルーシブ教育（包容する教育制度）の理念と、それに向かつての賛成の方向性が示されています。資料6ページから7ページにかけては、文部科学省の論点整理の資料を載せております。

本市におきましても、文部科学省の動向を見据えながら、幼児期におけるインクルーシブ教育のシステム構築に向けての今後の進め方について、短期と中・長期とに整理し、段階的に実施していくことが望ましいと考え、本年度は、まず諸課題について短期と中・長期とに整理し、短期的な課題については次年度でも実施すべきではないかと考えております。以上です。

部会長 7ページの破線囲みをご覧ください。

まず、この資料の内容を踏まえて出されました意見としましては、「人員と人材が足りない、保育者に対して今何が必要かを適切に指示してもらえようという専門家が不足している」「保育者の姿勢や生き方が問われている。さまざまな保育者によって教育や保育の現場は成り立っており、研修とともに、カリキュラムやマニュアルづくりも必要ではないか」「一般化するだけでなく、一つ一つのケースを積み上げていくような取り組みも特別支援教育・保育の中では大切ではなかるうか」「今後さらに行政と大学とが連携し合っ、て、大学のカリキュラムの中で学生が障害のある子どもたちと生活を共にするような場面をつくってほしい」

そういう意見が出されました。

「部会での整理」としましては、短期的、中・長期的な課題を整理しながら検討を行い、まず、短期的な課題について、教育や福祉、関係機関が連携し、できるところから段階的に取り組んでいくことが必要であるとしております。

このように、議題が非常に多い中で多くの意見を出していただくことができました。本日の審議会でさらにご意見をいただき、引き続き部会で議論を深めていくことができればと考えております。どうぞよろしく願いいたします。

会長 ただいま部会長よりご報告いただきましたが、このことについて、皆様方からご意見等を伺いたいと思います。

今、部会長から「意見要約」のところを中心にご報告をいただきましたが、そのあたりの内容を中心に、皆様方からご意見やご質問をいただけたらと考えております。

まず最初に、1点目の「認可外保育施設への支援について」のところでのご意見をいただければと思いますが、いかがでしょうか。

委員 認可外保育施設に対する支援は非常に難しいものであることはよく理解できるのですが、子どもの発達などにかかわるような部分では、今後も、認可外であろうと、認可に通っておられる方であろうと、同じように考えていただいて、子どもの保育の一定水準の質を保つための部分に関しての支援を考えていただければありがたいと思います。

会長 ミニмумスタンダードというか、このラインは下げてほしくないということですね。

委員 認可外保育施設に関しての協議をしていただいて、とてもいい時間が持てたと思うのですが、何度も申し上げますように、西宮市に今待機児童がいることは、その子どもたちや保護者が、当然受けられる権利を受けていないことを認識していただきたいと思います。

それと、今の認可の中では受けることができない時間帯で働いている人たちがたくさんいます。社会での働く形がさまざまになっている状態で、働く時間帯に関しても多様であって、その多様性に対して、今の認可園あるいは公立園では対応できていない、それに対応しているのが認可外であることを押さえた上で、個人の勝手な要求等を通っているのではなく、本当に保育に欠ける状態の人たちが認可外に来ていることを押さえた上で、ここには「研究する」と書いてありますが、その点、本当にしっかりと研究していただいて、事務局の中での検討だけではなく、専門の部や課など人的にも考えていって、本当に取り組んでいただけたらありがたいと思います。

認可外があることは是ではないとは思いますが、私は認可外をやっていますが、それはそれで、選べるなら選んだらいいと思いますが、選べないで来ていることを問題にすべきではないかと思えます。

会長 先ほどの委員のご意見と同じような内容だと思います。ミニмумスタンダードをきちっと整えた上で、個人のニーズも大切に、要するに個々のニーズに合った、それが認可外保育施設でもちゃんと果たせるように、あるいは委員の前で申しわけないけれども、例えばそういうところに頼らないようなシステムができたらいいということですね。

委員 そうですね、そういうことです。

委員 私は、この部会に出ていましたので、話し合いの内容はわかっているのですが、この「意見要約」からずっと見てみますと、「部会での整理」の2行目に、「適正配置部会での議論も勘案しながら」と出ています。適正配置部会では、認証のことが出てきて、結局、認証のことがこれに大きくかかわると思うのです。認証にするのか、それとも西宮市の子どもたちとして、今言われたようなことで補助がなされるのかということと分けて考えなければいけないので、ここに認証のことが入れられるべきかなと思うのです。認証のことが大きくかかわることではないかと、話題も出ていたかと思えます。これがどうなのかがはっきりしないままずっと来ているので、認証のことをはっきりと触れていかないといけない、ここに入れておくべきかなと思ったので、つけ加えさせていただきます。

会長 実は私も、認証のことが出ていないなと思っていました。委員、同じように保育所でかかわっていらっしゃる立場からいかがでしょうか。

委員 適正配置部会の話がちょっと出ましたが、当然これは適正配置の上に立ってやっていかなければいけないのかなと思うのです。ところが、この議論が適正配置部会の議論も勘案しながらとは言いながらも、全然その部分が入っていない、では、いつ適正配置部会での議論がまじり合って方向性が出されていくのかが全然見えないなという感じがします。

この案件に関しては、今までの部会でも私のほうから意見を出させていただきました。

今言わなければいけない意見はまた同じ意見なのかと思うと、どうなのかという気はしています。

というのは、認可保育所の立場も含めた、それと将来のあるべき姿も含めて、いい形を考えていこうということなのかなと思っているのですが、今まで議論されてきたことはこの上にのっかっているのか。こういう議論をまた深めていきましょうとか、「必要がある」という文言も書かれているのですが、どうもそのあたりが、最終的にはこれをするのかしないのかは行政が決めることかなと思うのですが、そこに至る部分も、そういう積み重ねみたいなものが、一回一回のまとめで、これがどういうふうになっていくのかが私としては見えないなと思っています。

ほかの部分についても、若干そういう印象は持っていて、これのまとめというのは、審議会が終わる2年後に全部の意見を事務局のほうで要約して方向を出すのか、どうなのかなという疑問は、ずっとここの審議会の中での疑問として私は持っています。

ですから、ここの部分について言わせていただくと、これについていろいろ必要な部分もあるだろうし、どうなのかと思う部分もありますが、ここで一つ一つ細かく意見を言わせていただいたとして、それがどこに反映して、どういう結論になるのかなと思うとわからないので、どういった意見を私に求められていて、何を言ったらいいのかがわかりません。

会長 もう少し具体的なイメージを出してほしいという意味でしょうか。

委員 部会の中で決めたことを積み重ねていって、一つの結論が出るのかなと思うのですが、積み重なっているのかなという疑問があります。

事務局 今の件ですが、確かに出てくる案件、案件が、部会でまとめて、すぐ審議会でご意見をいただいて、そこで決着というか、結論・方向性が出るものも当然あると思いますし、また、審議会に出して、部会で出したものに対して意見をいただいて、それをもう一回議論するものとか、いろいろと出てくると思うのです。1ページの認証と認可外の話は、なかなかもうちょっとすり合わせていかなければいけないところがあると思うのですが、そういったものも含めて、事務局のほうで、進め方というか、それについては皆さんが一番わかりやすいような、もうちょっと整理した形でしていく必要があるだろうなと思っています。

ただ、今までの経過から見て、そのあたりがすっきりと皆さんにご理解いただけるような形になっていないところがありますので、3年かかってやっと出すものでもないのですが、そのあたりは、切りのいいような形で皆さんにお示しして、ご理解いただいて、決めたものは決めたものという形で進めたいとは考えております。

会長 そのあたりは、ぜひよろしくお願ひしたいところです。審議会の役割そのものが、プロポーザルを出すという形が基本ラインかなと思うので、余り具体的な政策・施策の方向までを審議すると大変だろうなと思うのですが、いかがでしょうか。

事務局 適正配置部会について先ほどお話がありましたので、後ほどと思っていたのですが、少し申し上げます。

こちらの事務の不幸際で準備がうまくいきませんで、8月、あるいは10月18日にさせていただきたいとご通知さしあげていたにもかかわらず、延期させていただきました。実は

今回のご報告の中に適正配置部会の話が書かれなかったこと、非常に申しわけなく、深くおわび申し上げます。

適正配置部会についても、議論の内容をきちっと再整理しながらやっていきたいと考えておりますので、何とぞよろしく願いいたします。

会長 ぜひともよろしく願いいたします。

委員 今もおっしゃいました整理の中に、適正配置部会での論議もあるのですが、私の中の認識では、論議は止まっているというか、全然進んでいないのです。待機児童対策として認証保育所ということが出てきたのは出てきたのですが、どこかで止まっていて、話は全然進んでいないので、ものすごくもやもやした感じを持っていて、それがどこに着陸できるのかと思っているのです。この間もアンケートのお話でしたし、流れ的にはさくさくとは行かないのですね。

事務局 今ご指摘のあったような形になっていること、率直に深くおわび申し上げます。

今後どのような形で議論を進めていくのかということについては、この審議会で議論していただきますので、初めに結論ありきという形で持っていくようなものではありません。ただ、今の状況をきちんと整理して、こういう選択肢がある、あるいはこういう状況にあるのでどういうふうにしていくべきかを議論できるような枠組みを、仕切り直しと言うと変な言い方になりますが、そういう形で、次回の適正配置部会をやっていけたらなと事務方で整理をしていこうとしているところです。これまで議論がなかなか進まず、ご迷惑をおかけしたことは、深くおわびいたしますが、今後、ご理解をいただければと思っております。申しわけございませんでした。

委員 動かないというなかなか進まないというか、そのことに関してですが、国・厚生労働省のほうを待つというか、今は子ども・子育て新システムもなかなか進んでいないように感じるのです。それから考えると、小回りが利いてというか、西宮市独自で判断できる方法で進めていかないと、もっとゆっくりしてしまうというか、進まないような気がしてしまうのです。なので、市でできることは何なのか、市サイドで進めていけることは何なのかというところで進めて、市で進めていける部分で進めるという方向で、国よりも市という形で独自の方法で進めていただけたほうが速く進行できるのではないかと思います。ぜひお願いします。

会長 それが、国のほうの方針が出ないと、なかなか難しいところもあるのです。地方に移管しようと国は動いているので、今後おっしゃるとおりになると思うのです。しかし、国の方針が出ていないことは確かですが、大事な点なので、ぜひ事務局のほうでよろしく願いしたいと思います。

委員 認証保育所の話等に関しては、待機児童対策になるので、適正配置部会で話をするから、格差是正・こども支援部会のほうでは触れないということが、最初に資料にも書かれていますので、この部会では認証保育所のことや、待機児童対策としての話は置いておいて、西宮の子どもたちの置かれている現状の格差を是正していこうという方向で、認可外へ行っている子どもたちも、認可へ行っている子どもたちも、幼稚園へ行っている子どもたちも、市民の子どもとして同等の福祉、同等の教育が受けられる状況を考えましょうということで、格差是正・こども支援部会の中では話し合ってきたと思うのです。

認証保育所をどうするかについては、この部会では、時間的なこともあるので、話し合えていないところです。ですから、今、適正配置部会がどうなっているのかが気になりながら、この中にも特に反映はされていないことだと思います。ですから、ぜひ進めていていただきたいと思います。

会長 ほかにありませんでしょうか。

まだ幾つかありますので、もし何かありましたら、最後のところでもう一度戻らせていただきたいと思います。続きまして、2番の「子ども・子育て環境について」の部分でご意見をちょうだいできればと思います。

委員 簡単な質問ですが、空き地というのは市所有の空き地ということでしょうか。

事務局 ここに書いていますのは、市の部分もありますが、民間のところもあります。ですから、民間でかなり広いところで、マンションの開発などもないようなところを洗い出しています。そこが最終的にオーケーしてくれるかどうかは別ですが、そういう意味では、遊び場としての整備というか、潜在性は持っているかなというところを一応挙げています。

委員 公園ですが、私は今津真砂町に住んでいるのですが、真砂町の浜側は大規模な公園になっています。そこに色が塗っていないのはどうしてですか。これは全部調べられたのですか。

事務局 一応調べてはいるのですが、確かに大きな公園があります。

委員 運動公園もありますし、普通の公園もあって、かなり広い公園です。使用は市へ申請するので、市で管理している公園だと思います。

事務局 実は海側のところは県の施設です。市が管轄しているという意味で入れているのですが、もう一度整理したいと思います。

委員 申請は市にするのですね。

事務局 管理は市が任されている形になっています。確かにそういう意味では、色を塗ってあってもしかるべきかなと思います。

委員 これが本当に正しいのかどうか疑問を持ったので。

事務局 公園の部分については、市の公園担当に確認しながら作成していきました。

委員 わかりました。

会長 環境のことについては、委員がかなりお詳しくいらっしゃるので、いかがでしょうか。

委員 こちらは部会に出ていまして、かなりお話ししましたので、余り重なってしまっ
てはいけないと思うのですが、先ほど、アンケートの中で子どもたちが外で遊ぶのが少なくなってきたことが出ていて、実際はこれだけ緑があって、公園が多いというお話が事務局から出たのです。しかし、実際は遊べていないという現実をこれからどうするかというところも話題として出てきましたので、「意見要約」の中に入れていただきたいと思います。

もう1点、「意見要約」の3つ目は、私の発言をまとめていただいていると思いますが、子どもたちが自主的に遊べるような環境が必要で、本当は日常的に近所に空き地があって、穴を掘ってもいいようなところがあればいいなということで発言したのです。そこで「大

自然の中に入る」という文言が出てくるのですが、今は、車に乗ってプレーパークへ行ってきたという子どもがいることはよく聞くから、そういうものではなくて、本当に日常的にそういうこともできることも大事で、そこが非常に欠けていると思うのです。大自然の中に入るような非日常的なことももちろん大事で、どちらも大事だと思いますが、欠けているのは日常的な部分で、ここの文章を少し直しておいていただけたらと思います。

それから、部会で整理していただいて、「今後議論ができるかどうか検討する」とありますが、願いとしては、具体的に何か部会ができるのか、子どもの遊びが必要なことはアンケートから出てきているので、そういう違った検討チームみたいなものができるのか。幼児期の教育・保育で一番求められているものだと思いますので、環境の創出は喫緊に対応していただける具体的なアイデアが次に出てきたらいいなと願っています。

会長 具体的に出す前に、方向性を先に出していただいて、それに準じてという形になると思います。そういう意味では、日常生活、子育てをされている委員、いかがですか。日常的に遊べるパークがありますか。

委員 ありがたいことに、我が家のそばには、日常的に遊べる公園はあるのですが、「意見要約」の1つ目の「保護者の意識を」というところで、自然がたくさんあって、公園もあるのですが、やはり子どもの安全面や防災面で、子どもが保護者の目を盗んで遊ぶというか、子どもの世界だけで遊べる環境は整っていないのかなと思うのです。そこは、保護者の意識を変えるのか、もしくは防犯面で地域の力をかりて子どもたちが遊びやすいように見守っていくのか、そういう部分もあって、環境は整っていても、保護者の一歩踏み出すというか、そういうところが欠けているかなと思う部分はあります。

会長 貴重なご意見ですね。確かに両方とも大事ですが、両方とも拮抗するような内容を持っていて、保護者の意識を変えることもですが、行政的な政策も必要ではないか、見守りに関する対策を考えてほしいということですね。

委員 私はマンションに住んでいるのですが、草花や木が多くて、木登りをしたり、子どもがいるいろいろなことをして、この間は蛇が出たといって大騒ぎもしました。このごろ、マンションがたくさん建設されていますが、各ブロックの近くにあればということなのです。親御さんの目が届くというところで言うと、住んでいる家の近所、例えば同じマンション内に広場のようなものを必ず設置する。今は公開空地としてマンションの外側にはありますが、内側に遊べるようなところをいっぱいつくることを市のほうで指導していただくと、身近な寄り場のようなものができると思いますし、また、大きなキッズパークという存在も必要だと思いますが、いつも思うのは、車に乗っていかないと行けないようなところにはなかなか行けないので、親の目が届く、近所の方の目が届く、誰かが見ているところが住んでいる近く、また、マンションであれば敷地の中につくっていただけるような環境づくりを市のほうで進めていただければ、今後空き地があって、マンションができる際にも、近所の方もご利用できるのではないかと思います。そういうデザイン的なものを市のほうで設計していただきたいなと思います。

会長 これも貴重なご意見です。ただ、建築上は、マンション等をつくるときには、子どもの遊び場をつくらなければならなくはなっているのですが、見に行くと使えないような遊び場が多いのです。そのあたりを考慮していただきたいということは確かにあります

ね。

委員 今のお話を聞いていて思うのは、部会が、適正配置部会と格差是正・こども支援部会と2つありますね。格差是正部会の話の中でも、これは適正配置部会のほうに持っていったらいいなということがよくあるのです。例えば今の空き地や公園などは、どこのブロックにどれだけあるのか、これを見ていても非常にばらつきがありますね。これは、適正配置部会の中で、ここにはこれだけしかないの、何か創出できないかとか、そういう話題を出したりはできるのでしょうか。

事務局 確かに、適正配置をこれからしていく中で、今は子育てに関する施設という形での配置や人口の推計などをいろいろ入れていますが、そういう材料も含めて、実際にこういうものができていますので、本当はもっともっと小さいものもある程度分類はしていますので、そういったものでどういう考慮ができるか、そのあたりは皆さんに検討していただく中では必要ななと思っていますので、そのあたりはまた整理させていただきたいと思います。

会長 今までのお話を整理すれば、今、委員がおっしゃった2つの部会の関係性みたいなところと、もう1つは、新たなことを考えるに当たって、もう少し部会があったほうがいいかもしれないというご意見でした。

委員 先ほどの認可外保育施設について、これは適正配置部会以外のところで話をしましょうということがありました。今回についても、これも適正配置部会の中で考えたらいいのではないかという話が出て、もしそういう意見が出るのであれば、適正配置部会の部分についてどのように考えるのかについて部会に振るとか、そういうことをされたいと思うのです。そうでないと、ずっと平行線のままで、全体の審議会でするのかというと、ここでは、意見は求められますが、特にそのあたりをどういうふうにするのかと話も全然こないような気がするので、せっかく2つの部会があるので、それぞれに関係するものについてはそれぞれに付託して、中心になってどこが答えを出してもらおうというような仕組みをつくらないと、長い間やっても、結論じみたというか、方向じみた、最終的にこの審議会がどのようなことを出すのかという問題がありますが、そのあたりで深まっていけないのではないかという気がします。

会長 とてもよくわかります。要するに、今、独立的に作業部会が行われているけれども、初めから両方の連携を考えることも一つですが、双方に課題を投げかけ合うことで、部会同士の関係をつくっていくということですね。

委員 いや、こっちの部会でも、こっちの部会でもという話が当然出てくるといいますので、全部もう一回やらなければいけないのかというと、そうでもない。では、それぞれの部会が持っている問題、そこで話し合われるべきものはそこに持っていくということにしないと、結論を待ってという話が出ていますが、結論がいつ出るのか、結論が出るまではそれをそのままにしておくのかという話になってしまうのかという気がします。

会長 わかりました。そのあたり、事務局ではどうでしょうか。

事務局 おっしゃっているように、皆さんからいただいたご意見を事務局がある程度まとめて、また事務局の中でも、福祉と教育委員会で分かれていますので、そこでもう一回調整をきちっとして、部会長と調整したり、そういうことは必要ななと思います。今、

進捗のバランスが崩れている状況になっていますので、そういったことも加味して進めていく必要があるなと思っています。本当にご指摘のとおりで、そのあたりは調整していかなければいけないなと思います。

会長 大事な点だと思えますので、そのあたりは、事務局でよろしくお願いします。

ほかに何かありましたら、最後にお聞きしますので、次に進めさせていただきます。

3点目の「幼保小の連携、研修制度について」の部分で何かご意見がありましたらお願いします。

委員 4ページに「カリキュラム作成」と書かれていまして、ここは、スタートカリキュラムのことですが、このカリキュラムは、幼児教育と小学校の連携というよりも、どうやって小学校にうまく入れるかということが視点になっているのかなと思うのです。

会長 就学に向けてという意味ですか。

委員 「スタートカリキュラム」というと、何かそういう感じがします。すなわち、就学前に何をさせるのかというカリキュラムなのかな、それでいいのかなと思うのです。そうではなくて、就学に当たってのいろいろな問題点があります。ただ、それは、カリキュラムの中での問題点とともに、今は、成長も含めて、個別の子どもたちの問題も非常に多く含まれているのではないかという気がしますし、また、このカリキュラムに当たっては、将来どういう子どもたちに育ていって、そのためには就学前にどういったことが必要で、それをどういう形で上の学校が受け取って伸ばしていくのかという、そういう視点が非常に大事になってくると思いますので、「スタートカリキュラム」ということで、就学のときにうまくいくようにということだけを視点にしたカリキュラムであれば、これはどうなのかという感じをこの文章から受け取りました。

会長 そういうイメージが非常に強くあるということですが、その点はどうですか。

部会長 委員がおっしゃった後半部分は、幼保の教育観や子ども観と小学校側の教育観や子ども観、これが共通しなければならないという点は大賛成です。

委員が最初におっしゃったスタートカリキュラムの性格のところですが、スタートカリキュラムは、幼保に小学校の下請をしてもらおうという発想は全くありません。これまで共に歩み寄る視点がなかったがために、小学校へ上がって非常に不適應をあらわしている子どもが非常に多い。ストレスや、典型的な言葉で言うと「小1プロブレム」ということが多いので、それをなくすために、小学校へ入学した4月・5月、あるいは数カ月間は、高学年がやっているような1時限45分という枠を取っ払って、より幼稚園や保育所に近い生活からスタートしてもらおうという趣旨です。ですから、決して下請とか、小学校でより勉強とか何かについていきやすくするためのものではないことをご理解ください。

委員 多分そうなくてはならないと思うのですが、ここに出ている山形県の取り組みは、1年生になったときに学校を探検して慣れていこうということですね。別に下請ということではなくて、やはり身につけなければいけない力はあると思うのです。例えば年長児であれば年長児で身につけていかなければいけない力、4歳児であれば4歳児で身につけていかなければいけない力があると思うのです。今、就学前の問題としていろいろと言われているのは、それだけでなく、それまでの成長の中でちゃんと身につけていなければいけないものを身につけていない子どもたちが大きくなっているという問題が指摘されてい

るわけですね。聞く力、見る力とか、体の動作についても、そういうことを言われているようになりました。そういうことができないから、就学のときに困るんだと言われていきます。そういう力さえつけていけば、昔のように、小学校に入ったときにそう問題にならずにスムーズにいけると言われています。そのあたりについてのフォローというか、育てていくという視点でのカリキュラムも非常に大事になってくるのかなと思うのです。

どうも見てみると、幼保小連携もそうですが、小学生と小さい子どもとを遊ばせて、慣れることはいいのですが、慣れるのであれば相当な期間が必要ですから、相当な期間一緒にするなり、前倒しでそこに入るなり、もしくはこのプログラムですと、入ってからしばらくの間は慣れるようにするという形になるのかなというのが一つ考えられるのですが、それだけではなくて、それぞれの問題でそれぞれの成長というか、そういう部分についての視点と、それをフォローするようなカリキュラムをやはり考えていかなければいけないのではないかなと思います。

会長 非常に貴重なご意見だと思います。

部会長 資料集4ページの「学校探検」ですが、平成元年の学習指導要領の改訂で生活科が誕生しました。それ以前はどういう活動になっていたかということ、学校見学と違って、担任の先生が子どもたち20人、30人をバスガイドさんのように、「ここは校長室ですよ。

室ですよ」と案内して回っていました。それが学校探検として、望遠鏡を持ったりして、幼稚園や保育所で習ってきた遊びの要素を取り入れた形で何とかという発想なのです。ただ、委員がおっしゃったように、今「遊び」という言葉を使いましたが、幼稚園・保育所の現場の先生方が使う「遊び」のイメージと、小学校の先生方が生活科の中で「遊び」という言葉を指導計画の中で使われます。同じ「遊び」という言葉を同じ意味合いで使っているかということ、これは違います。そういうところを委員がおっしゃったように、子どもたちがどんな力をつけていかなければいけないかという力を見きわめるときに、一つの言葉が幼保の側と小学校の教員の側で同じ定義で使っているのかというレベルからしないと、幼保小の連携はまだまだ身についていけないなと考えているところです。ちょっと補足だけ。

会長 よくよく考えてみたら、小学校関係の方がここにいらっしやらないんですね。学校教育との連携を考えるならば、今後の課題かなとふと思いました。委員も、幼稚園の立場からお考えがあたりではないでしょうか。

委員 この間は、正直言いまして、このことに全然興味がないので余りしゃべらなかつたのですが、こういうものをつくっても絶対いいものができたことがないので、ちょっと無責任かもしれませんが、そういう言い方をします。

子どもというのは、先ほど委員が言われたように、日常的に地域で異年齢で自然に子どもが主体になって遊ぶから、こういう力を育むような異年齢のかかわりをしていくんだと思うのです。このカリキュラムの中に、たくさん子どもが主体的にやっているように書いてありますが、こういう事例をやっているのを見たことがないです。ですから、本当にいいものがあるのだったらそういうものを紹介していただければと思います。

今、つながり事業とかいろいろなことをやっていて、かなり頑張っておられるから、いい形でだんだんつながってきてはいるのですが、まだまだで、「意見要約」の2つ目の

「担当が代わって」というのは、この間課題として出たのですが、代わったらまた振り出しに戻るのです。みんなで体操しましょうと、先生1人が朝礼台の上に立って、300人ぐらいの子どもがそれに向かって体操しているような、そういうことをして「つながり事業だ」といっても、ただその場に一緒にいただけのことであって、子どもたちを勝手に遊ばせたら、遊具で危ない遊びをするからいけないといって、そんな300人も子どもたちを集めて慣れ親しんでいないところでそういうことをやるからだということはわかってきているんだから、もっと子どもたちが主体的にできるように、先ほどのような遊び場を地域につくっていくようなことにもっと努力していくほうが、こういうものよりいいだろうなと思います。

会長 いろいろな視点があって、具体的なお話までかなり出てきましたが、今のお話で押さえておきたいことは、子どもたちが今、言葉は悪いですが、育ちそびれている、それをどうカバーしていくのかという視点と、本来、乳幼児期に育てなければいけないことは一体何なのか、その方法論としてあるべき姿をどのようにきちっと押さえていくのかというところを外さないでほしいというのが今の論議の核だと思うのです。現状的にはいろいろなことが起こっているけれども、得てして育ちそびれる部分と、それを小学校への準備教育と誤解されて、育ちそびれている部分を何とかカバーするよというところで、気がついてみたら学校への準備教育になっていたという、別にすり替えを行っているわけではないけれども、次第にずれが起こっている。必ず1つのことには2つの意味が起こりますから、その両方の意味をきちんととらえてやっていく必要があるのではないかと思います。この視点は、この施策を考えていく上では非常に重要な視点かなと思ひまして、非常に貴重なご意見をいただけたと思います。

委員 私たち学校現場にいる者からしたら、今、会長がおっしゃった視点で、まさにそのとおりだと思います。特に最近、子どもの自主性や主体性についていうと、私がかかわっているのは特別支援教育なのですが、ここを履き違えてしまうと、将来的に社会人として社会に入っていくって生き抜く力、あるいはこれだけは社会のルールとしてきちりと大人が責任を持って指導していくようなあたりを、幼児期によほど見通しておかないと、何かここで自主的に遊んでいく中で育っていくだろうという部分で、指導者・先生方のほうがよほど意図的に指導の手を入れていかないと、なかなか身につけさせることが難しいなと思うのです。私も、障害児にかかわっていく中で、支援ということに惑わされているというか、そういう事例がいっぱいありまして、これを間違うと非常に甘やかしているだけとか、気がついたら基本的な生活習慣が全然身につけていないということになるように思いましたので、今、会長がまとめていただいた中で、そういう留意をしながらやっていく必要があるなと感じました。

委員 もう1つだけ。幼稚園は義務教育ではないので、家庭から直接小学校に上がられる方はたくさんいらっしゃるのですか。そのときに、家庭と小学校のつながりのようなものは全然ないなと思ってお話を聞いていて思ったのですが、そこのところをお伺いしたいです。

事務局 今、データの的に、家庭から、幼稚園などに行かずに小学校に行っている人数というのは.....。

会長 調べていただいている間に、私の知っている範疇で言えば、99.9%が何らかの集団教育を受けて小学校に行きますね。

委員 0.1%ぐらいですか。

会長 ないことはないです。皆無ではないですが、ほとんど行かれています。

事務局 平成22年度の資料ですが、3.1%ぐらいです。5歳児が全部で約5,000人で、その中で150人ぐらいいらっしゃいます。ただ、この中には認可外へ行かれています方も入っていますので、そのまま言えないところもあるのですが。

会長 幼稚園、保育所、認可外全部入れると、本当に99%、何らかの形で行かれていますね。

委員 そういった方たちは、そのままほうっておかれているということですね。

会長 放っていると言うと語弊がありますが、ご家庭のご意思だと思います。

委員 自分で子育てをしておられる親御さんに対する働きかけは、今のところはないということですね。特に小学校がしているということも聞かないですね。

会長 1つは、親御さんがそういう意思をお持ちの方もいらっしゃるだろうし、もう1つは経済的な要因もあるかもしれませんね。何か経験的にをお持ちの方はいらっしゃいますか。

委員 就学年度に当たるときにお手紙が行くと思いますので、それは多分、市のほうが西宮の子どもたちの把握、あと保健所等を通じて把握した上で、集団保育をしていなくても行くのではないかと思います。

事務局 学齢簿といひまして、私どもが所管していることですが、そこで、次に1年生に上がる子どもたちに対してはすべてという形にはなっていますので、そこで一定の把握とか、そこまでの分析はしていませんが、そういった形ではしております。

委員 それ以外は、何も手は打っておられないのですね。

事務局 あとは、小学校に義務教育として上がってくるという形になりますので、その前ということでは、特に手だては何もしていません。

会長 義務教育ではないので、手だてというのはなかなか行政のほうとしては難しいかなという気がします。

委員 ただ、私が知っているケースでは、例えば秋によそから転入してきて、今さらどこにも行けなかったり、お仕事の都合等もあつたり、年齢も高かつたりで、来年小学校へ行くから、それまでの間はどこにも行っていないという子どもさんに近くの公園で会ったことはあります。その子は、児童館へ遊びに行ったり、うちの保育所でも遊びにくるように声をかけさせてもらって、3カ月ぐらいだったと思いますが、今さら保育所には入れないからというお子さんは、近くのケースではありましたけど。

会長 しかし、大半の方は集団教育を受けておられますね。

よろしいでしょうか。

続きまして、「特別支援教育について」の部分で、何かご意見はございませんか。

事務局 特別支援教育に関連しまして、資料を事前送付させていただいたわかば園の建てかえに関する基本構想案の説明だけさせていただきます。

お手元に、「パブリックコメント」と書いたものと、「概要」と書いたもの、そして冊

子がありますが、この冊子に即して簡単にご説明だけさせていただきます。

わかば園の建てかえについては、総合療育センターや発達支援センターとして、昨年
の第5回審議会で、簡単にわかば園の経緯や基本構想検討委員会を設置したこと等をご報告
させていただきました。今回、その後の審議経過などを含めて、改めて現状の報告をさせ
ていただきます。

以前の審議会でご紹介させていただいたことでもあります。わかば園は、昭和42年に肢
体不自由児通園施設として開設されて以降、外来診療の受け入れを開始する、あるいは相
談窓口「わかばエール」の開設など、徐々に機能の拡充をしてきていますが、開設以来40
年以上経過しまして、施設が手狭であったり、老朽化しているという課題もありまして、
再整備していくことが市としての課題となっております。その再整備をどうしていくか
という基本構想をまとめたものが、この冊子となっております。

この冊子の後ろのほう、26ページをまずご覧ください。

こちらに、基本構想の策定経緯についてというところがありますが、この基本構想をつ
くるに当たって、まず、外部の委員さん、わかば園の関係者、障害者団体の方などに集ま
っていただいて、基本構想検討委員会を設置しまして、委員長には、この審議会の委員で
もありません委員に参画していただいております。昨年の秋から今年の春にかけて7回の会
合を行いまして、検討委員会から市長に対して報告いただき、それについて庁内で検討し
たものがこの基本構想案になります。

時間がありませんので、ざっくりとした説明になりますが、3ページをご覧ください。

3ページの中ほどに「現在のわかば園の機能」という3つの丸を書いた表があります。
これは、現在のわかば園の基本機能を3つ、特徴を挙げております。右下の「通園療育」
は、わかば園のもともとの機能である肢体不自由児の通園する通園療育です。左下の外来
診療療育は、わかば園には診療所がありまして、療育機能がありますが、通園とは違って、
スポットで不定期でやっていたり、何回かやってきたり、そういうことでのサービス提供も
しております。上の「地域支援」は、わかばエールの相談業務を中心にしてやっておりま
す。

このような3つの機能をこれまでやってきておりますが、わかば園の現状としましては、
4・5ページに「わかば園の利用者の状況」というところがあります。一つ一つ数字を拾
っていくと切りがないので避けますが、4ページの下にあります「わかば園の初診児数の
推移」を見ますと、この20年間で外来診療の件数は3倍近くに増加しております。その内
訳を見ますと、もともとの肢体不自由、運動に関する障害という部分での診療はほぼ横ば
いなのに対して、発達障害や知的障害に区分されるような件数が急増してきております。

このように、肢体不自由などの運動障害はもちろんですが、発達障害・知的障害に関す
る利用が急増している現状に対応していく、また、増えてきた利用者数にも対応していく
ことが必要になってきている現状となっております。

そういう状況にあるわかば園をどのように整備していくかについては、11ページをご覧
ください。11ページは、「新しいわかば園の理念や機能」として整理している章ですが、
ここでは簡単に図にしております。

上のほうに、「インクルージョン」「エンパワーメント」「リハビリテーション」と、

理念になるようなキーワードを書いております、それを踏まえてどういう機能になるのかといいますと、下半分、「新しいわかば園の機能」として、「地域支援機能」「外来診療療育機能」「通園療育機能」の3つを書いております。この3つは、先ほど申しました現在のわかば園の機能としてあるものですが、それをより強化していきたいという基本構想になっております。

まず、「地域支援機能」は、今も相談窓口でやっておりますが、関係機関のハブ（中心）となるような情報集約機能や、関係機関との連絡調整、あるいはコーディネート、保護者の方を支援することによって保護者の方が孤立しないように不安を軽減していくような機能が要るだろうと思っております。また、市内の関係機関（学校、幼稚園、保育所等）に対する支援なども行っていき、あと市民への啓発も行っていきたいと考えております。平たく言えば、「ここに聞けば何でも相談できるよ」、保護者の方にとっては、「ここに来れば適切な相談先に確実につないでくれる」という体制にしていきたいということが1つ目のポイントになります。

地域療育の拡充としては、各種専門職がわかば園にはおります。お医者さんはもちろんですが、言語聴覚士や作業療法士、理学療法士など専門職がおりますので、そういう者が地域の学校、幼稚園、保育所、家庭などに出向いていろいろな支援を行う、いわゆる巡回訪問型のアウトリーチと呼ばれる支援体制を拡充していくことを考えております。

2つ目の「外来診療療育機能」は、専門スタッフの充実と診療年齢の見直しです。今は15歳までですが、18歳までしていけたらと考えております。

3つ目の「通園療育機能」は、現在、通園に関して肢体不自由児となっておりますが、知的・発達障害の通園の方も含めた総合化、定員の見直しを考えていきたいとしております。このような形で、現在の機能を強化していくことがこの基本構想案における基本的な考え方となっております。

もう1つ、15ページをご覧ください。下半分に、「(2)西宮市スクーリングサポートセンター（NSSC）」との合築による機能付加」というところがあります。

この基本構想でもう1つの特徴となっておりますのが、西宮市スクーリングサポートセンターとの合築による機能付加になります。このスクーリングサポートセンターは、教育委員会の特別支援教育グループが所管しております、教育相談、適応指導教室、西宮専門家チームなどを擁しております。このスクーリングサポートセンターについては、特別支援教育グループの事務局から説明させていただきます。

事務局 西宮市スクーリングサポートセンターですが、小学校から高校生、18歳までの在家庭者を含みまして、その子どもたちの性格や行動、発達、友だちができにくいとか、集団になじみにくいという学校での課題などについて不安に感じたり悩んでいる方々のために、まず、教育相談員による相談、今は総合教育センターのほうに来ていただいて受ける来所相談と、そこでの電話相談を行っております。22年度の実績では、相談件数は合わせて3,407件でした。次の16ページに内訳を載せております。

もう1つが、公立小・中学校に在籍している不登校の子どもたちを対象とした適応指導教室「あすなる学級」を運営しています。個別の学習の支援や、集団でのかわりをつかったり、集団の中で過ごすことも学んでいくために、自然体験活動や交流活動も行ってお

ります。今日はたまたま朝から稲刈りに出かけたのですが、5月の終わりに自分たちで田植えをして、その稲を刈りに行ったり、総合教育センターの近くにあるデイサービスや幼稚園・保育所へ行って交流活動を行ったりもしております。そのほか、集団になじみにくい子たちに対して、教育相談員が学校へ出かけて行って訪問相談を行ったり、学校には行くんだけど、なかなか教室に入れない、別室登校している子たちの話し相手等を行う居場所サポーターを学校に派遣したり、保護者への啓発講座を行ったり、インターネットを活用した在家庭の学習支援システムを行っております。

もう1つは、西宮専門家チームです。今は特別支援教育チームに属しているのですが、発達障害等に関する専門的知識を有する医学、心理、教育の関係者によって、その都度チームが構成されまして、発達障害等によって生活や学習上の困難を改善、克服するために、教育的支援を求めている子どもたち、その保護者、市立の学校園に対して、早期の実態把握や望ましい教育的対応について専門的意見を示しております。これも、総合教育センターのほうに来ていただくこともありますし、こちらから学校へ出かけて行って、子どもたちの様子を見てアドバイスをするという形をとっております。22年度の訪問の実績が235件でした。現在、それぞれの人員体制が16ページの中ほどにあります。

就学前後の相談・新体制の連続性や一体性を目指して、今説明させていただきました西宮市スクーリングサポートセンターと新しいわかば園との合築を考えております。

以上です。

事務局 今ご説明申し上げましたスクーリングサポートセンターは、生活や情緒に関する相談がかなり多数を占めておりまして、その原因として、発達障害などを抱えて問題に直面しているお子さんもいらっしゃるということで、わかば園は基本的に就学前の人が特に多いのですが、学校に就学するときの連携もきちんと視野に入れながらサポートしていく、子どもの成長に合わせたきめ細かい相談、コーディネート、そして、それぞれ就学前は福祉で、そこから後は教育委員会であるということではなしに、相談部門も相互で情報を共有できていくということを目指していきたいと考えております。

最後に、冊子の建設場所とスケジュールについて申し上げますと、21ページに建設場所の地図を載せております。場所がいいますと、阪急西宮ガーデンズの山手幹線を挟んだ南側の団地の中、高畑町の市有地に移転を検討しております。

スケジュールとしましては、24ページの下にあります。整備に至るまでにいろいろな検討事項があるのですが、最終的には平成27年度ごろの建設を目指しております。これは、整備手法をどうするかによって若干ずれが出ますので、「頃」という書き方になっております。

基本構想案の骨子は以上のとおりですが、基本的な方向性としてしましては、去年の審議会での報告でもありましたように、中核施設としてわかば園を位置づけていくことになりませんが、この構想自体が非常に大ざっぱなもの、大枠を示したものになっております。例えばいろいろな仕組みの仕事のやっつけ方、連携の行い方、あるいはそのための組織づくりの部分については、今後詰めていく部分と考えております。昨年度の審議会でも「気軽に相談できるような支援体制を広く築くべきではないか」「ランチ的な機能が必要ではないか」というご意見をちょうだいしておりますが、まさにこういう部分は、これから具

体的な検討を行って詰めていくべき内容となっております。

今後、このわかば園の検討を進めてまいります。いろいろとご意見などを賜ればと思います。

また、パブリックコメントについては、現在、この基本構想について市民の方に意見提出手続としてのパブリックコメントを10月26日までの期限で行っておりまして、その意見を踏まえていこうと考えております。

以上でわかば園の建てかえ基本構想案のご説明といたします。

会長 時間が急いでいるものですから、必要があれば後ほど補足をしていただきたらと思います。今ご説明がありましたように、現在、西宮市立わかば園の建てかえに伴う発達支援センターの整備構想が出されていて、このことについてもパブリックコメントを今実施しているところのようです。今のご説明に対して、何かご質問等はございませんか。

委員 全体の話ではないのですが、ここにある一時預かり機能というのは、わかば園を利用しているお子さんのそばに保護者の方がついていないといけないときに、その兄弟姉妹を預かる場所としてあるわけですね。

事務局 現状のわかば園の横に福祉会館がありまして、その中にこぐま園というところがあります。わかば園は、保護者と一緒に通園してきて療育を行う施設ですので、その障害を持つお子さんに兄弟がいらっしゃる場合、特に小さい子の場合、そこで預かってもらって保育を行うという形で使われております。このわかば園が移転したときにも、そういう一時預かり機能が必要であるというご指摘をいただいております。

委員 では、移転したときに、新しいわかば園の場所にそういう施設ができるということでしょうか。

事務局 そういう機能を持たせる方向で考えていきたいということです。ただ、具体的にどういう形でやるのかについては、今後の詰めになっていきますので、まだ固まっておりません。

委員 私は、以前にも、せっかくわかば園を新しくつくるとしたら、ぜひ共に育つ保育の場所をわかば園の中につくっていただけないかという主張をさせていただきましたが、障害を持つ子も持たない子も、これから共に生きていくためにわかば園が機能していきといたら、わかば園の中でモデルケースとなるような場所をつくるという案はいかがでしょうか。

そうすることによって、そこで働いているスタッフが、西宮市内の保育所等に異動したり、あるいはその園で、認可の保育所や幼稚園で働いているスタッフの方を受けて、実際に子どもたちと出会って研修する場所にもなるのではないかと考えて、ぜひ新しいわかば園をつくる時には、そういう構想も考えてみてはどうかと思います。

会長 現在、ここにつくるという全体の建物構想の段階ですので、今の委員の意見をぜひ反映させるような内容を今後検討していただけたらと思います。

委員 話す視点があちこちに飛び過ぎて、どこをお話ししていいのかわかりません。この特別支援教育について、前の部会で話し合った内容についてのお話が出るのかと思ったら、わかば園の話が出てきて、わかば園の話になるというのはちょっと……。

会長 司会者の私のミスでして、実際にこのことを出されたのは今後の市の方向ですが、

基本的には、資料集の7ページにあります「意見要約」と「部会での整理」について皆さんで論議をいただけたらと思っております。

委員 もう1つ整理していただきたいのは、私も、前にお話をいただいたので覚えていないのですが、特別支援教育ワーキンググループは、この審議会から出ておられるのは委員だけですね。これのまとめがここに出ていて、委員はわかば園の構想にも出ておられて、審議会にも出ているという、特別支援教育にかかわることを3つ話されていて、同じようなことを3つやってしまっても、多分建設的にならないと思うのです。ここの審議会で話し合うべきことを委員からご提案いただかないと、整理しないままあちこちに行ってしまうと、我々で今まで議論してきたことは「意見要約」に出ているような、人員が足りないなどがありますが、こっちで進めていくのならここということをはっきり決めていただかないと、どこをお話ししていいかのポイントがわかりません。

西宮市として特別支援教育について3つもこういうものを持つことで、3つ違う方向性で進んでいったときにどうするのかと思うのです。それを整合性をとって、どこかは切っていくのかなとか、非常に不安なところ、疑問がいっぱいあって、そのあたりを整理していただきたいです。

会長 私の説明の不足もありましたが、7ページにあります「意見要約」に出ていることが部会で整理されたことだと思っております。一番中核的にかかわってくださっているのは委員ですので、少し補足がありましたらお願いします。

委員 先ほど3つとおっしゃったのは、どういうことでしょうか。

委員 審議会があって、ワーキンググループがあって、そしてわかば園の構想の検討委員会で話し合いをされている、この3つに先生は出ておられて、審議会で話すべきこと、このメンバーで話し合える内容を先生からご提案いただいたほうがいいと思うのです。整理ができないままあちこちに飛んで、結局、いっぱい課題がありますねで終わってしまったら何にもならないと思うので、お願いします。

委員 基本的には、ここが一番メインな場所だと私は認識しています。

委員 それは、事務局、そうなんですか。

事務局 わかば園に関する議論の場ということで申し上げます。

まず、わかば園の基本構想検討委員会は、昨年11月から今年6月までの期間限定でやりました、今は終わっております。わかば園のこれまでの経緯や専門性に即した議論がどうしても必要だったものですから、委員を委員長に、障害者団体や関係者などに集まって集中的に議論していただくということで、この春までやっていただいて、それを踏まえてこれを出したという形になっております。

ワーキンググループのほうは、わかば園とは直接リンクしてということではなくて、諮問事項の中にもありましたので、特別支援教育について課題整理をするために、審議会の附属のものとして設置されたものだと理解しております。

意味合いとしてはそういう形であると理解しております。

私ども事務局としましては、今日、わかば園のお話を持ってまいりましたのは、わかば園をどうしましょうかと丸投げしようという趣旨ではありません。こういう専門の方のご意見を踏まえてこういう基本構想をつくりましたというご報告をしたいのが第1点です。

それから、このわかば園を中核施設として位置づけていきたい、また、アウトリーチとして学校、幼稚園、保育所のサポートにも当たっていきたいと考えていることをお示しておくことで、今後の適正配置部会や格差是正・こども支援部会などで特別支援教育について議論していただく上で、少し念頭に置いていただければありがたいというところがありました。

事務局 本当は格差是正・こども支援部会の方でこれが出ればよかったのですが、タイミング的にずれ込んでしまったものですから、今回こういう形で審議会のほうにご報告させていただきまして、議論がごちゃごちゃになってしまうようなことになって、非常に申しわけありませんでした。こういうことが出ているということのご理解という意味で出させていただいたものですので、ご了承いただきたいと思います。

会長 整理させてください。確かにおっしゃるとおり、話の方向が見えない部分があるのかもしれませんが、私の勝手な整理かもしれませんが、1つには、こども支援ということ考えたときに、子どものさまざまなニーズがあるわけで、それに対して、定型的な発達をする子と不定型的な子がいることはご存じのとおりだと思います。そのさまざまなニーズに応じていく、特に不定型的な子どもに対してどういう支援体制をつくるかが多分前提にあるのだと思うのです。文部科学省のほうで、多様で柔軟な仕組みづくりをしていくということが今求められているとするならば、そしてまた、部会のほうで専門家が不足している、カリキュラムが欲しいとか、マニュアルが必要だとかということの課題を解決していくために、アウトリーチ型のこういう施設をつくることで、そのところを今後整備したものにしていけるかが恐らく前提にあるのかなと、今ご説明を聞きながら解釈をしました。

そういうあたりで、これをつくることは前提とした中で、格差是正・こども支援部会の中身と連携させながら、何が課題として考えられるかについて皆さんで論議していただけたらいいのではないかと思います。

委員 わかば園の新しい建物については、構想委員会のほうで十分お話をされて、それに対してどうこうという立場ではないことは、当然理解しています。

ここで話し合うべきことは、例えば私どもから直接すれば、例えば幼稚園・保育所に対するアウトリーチをしてくれる、そのアウトリーチはどの程度なのか。また、そうではなくて、ここは就学前の子どもたちのことを話し合う場ですから、そういう子どもたちに対してわかば園が新しくなったらどういうことがよくなるのか。例えば今まで面接を受けるのに何カ月もかかっていたものが、すぐに受けもらえるようになるのかならないのか、そういうサービス内容の部分については、話をもしるのであればできるのかなと思うのです。

そういった意味で、この構想の資料をざっとしか見ていないのですが、例えば職員数が37名から50名になる、この13名の方たちは何をしてくれるのか、どの職員がどう増えて、どういう形で保育所や幼稚園の問題を持った子どもたちに対して支援してくれるのかという視点でしか見れないのですが、果たしてそれで十分足りるのか。また、先ほどのご意見の中で、スクーリングについても十分充実させていきたいと、面接についても十分充実させていきたい、それだけの人数が必要になってくるのではないか。この審議会の中で、人

数が足りないと言っています。その人数が足りない中で、この13名の増員した方々はどういう役割を持って、どういう形で動いていくのかについてわからないと、こちらも、どのようにわかば園はどうなるのかがわからないという気がします。

それとともに、アウトリーチ型でもう1つ違った施設をつくって、そこの共同でやるという話も出てきているのですが、そこは何名ぐらいでどういうことになるのかとか、そのあたりもこの構想の中には、将来的に出てきてしかるべきなのかな、でないと、こちらのほうが将来の子どもたちのサポート体制がどうなるのかが全然見えないなという感想は持ちました。

ですから、この構想自身はこの構想で、専門家の方たちが集まって、大いに結構なのかなと思いますが、文章の中に書いている、幼稚園・保育所に対するアウトリーチ型というのはどうなるのか。もしできればそのあたりについて、ここで話し合うのか、どこで話し合うのか、よくわからないのですが、それについて話し合うなり、教えていただければありがたいと思います。

事務局 今、委員からご指摘のあった点、まず、職員数が50人ということですが、今は仮のめどで言っています、まだ総務局との合意は得ていません。いつまでにどうなるという形は、内部的にこれから詰めていく作業になります。

あと、今回の基本構想は、ハードウェア的にどういう形で作っていくのかにかなり偏っておりまして、どういうことを具体的にやっていくのかというソフト的な部分に関しては、アウトリーチをやるよ、相談窓口を充実させていくよみたいなことを書いていて、具体的にどうするのかという部分は、今後詰めていくべき課題として残っているところがあります。まさに委員が今おっしゃったように、保育所としては、あるいは幼稚園としては、こういう支援をしてほしいということが恐らくおありだと思いますし、あるいは今こういうところに不便を抱えている、あるいは親の立場から見たらこうなのだという、いろいろなご意見をいただける部分も多分あるかと思います。

先ほど事務局のほうから、本当は部会のほうできちんとやった上であるべきだけれどもということで申し上げたのですが、これはタイミングの問題で出来損ねたところがあります。基本構想そのものの整備手法などの部分は、もちろん我々のほうできちんとやっていくのですが、ソフト的な部分で部会のほうで整理を図らせていただくような部分がありましたら、またお聞かせいただければと思います。

事務局 論点を整理すべきということに対するお答えができていませんので、私のほうからお答えさせていただきます。

まず、わかば園の基本構想の中では、建物を建てるということではなくて、ソフトの部分で特別支援教育と療育をしていく施設が一体となって地域に支援していく、そういう絵を描いておりますので、この審議会の中で、どの部分を論点とするかについては、地域に出向いて支援をしていくという部分について委員の皆さんの意見をお聞きしたいという考え方であります。

そのあたりで、適正配置部会の中でもこの特別支援教育の議論をする必要があるのかということも実は考えているのですが、わかば園のことだけではなくて、地域にランチ機能が必要になってくるかと思っておりますので、どういう地域にランチの機能を置くのかとい

ったことについても、この審議会の中でお話をいただければと思っております。

そういう意味で、説明が施設の計画のお話をさせていただいたので、ちょっと混乱してしまったのですが、論点としては、アウトリーチのところの地域支援の部分、そこのお話をこの審議会の中で取り上げていただければと考えております。

事務局 補足で追加ですが、実は、格差是正・こども支援部会の中で審議していただこうと思っているのは、わかば園のことも当然ながら入ってくるのですが、それ以外に、市内全体で、例えば市だけではなくて、施設の中には各大学 関西学院大学の中にもセンターがあるとか、そういうところとも連携しながら、そういうサポートをしていく必要があるのではないかということ在全市的に考えていく必要があるだろうという体制的なものとか、そういうことも含めて、皆様方のご意見をいただきながら考えたいということも入っておりますので、そのあたり、追加で説明させていただきます。

会長 今のお話を整理させていただきますと、ソフトの部分は、わかば園は今あるわけですから、もう既にあると思うのです。それに対して新しい機能をつけていきたい、そのために合築型にした。合築したからすぐにアウトリーチができるわけではありませんから、それをどういうふうにアウトリーチしていくか。今の委員の意見は、ソフトの部分で本当にどういうふうに、例えば保育所の方にどう援助ができるのかとか、どういう専門家を送ってもらえるのかという問題もありますね。ただ、それだけではなくて、ランチの話が出ましたが、ここ一つだけでできるわけではなくて、もちろんアウトリーチで派遣なりいろいろなことをするとして、それと同時に、地域にもいろいろな拠点を置いて、その拠点とどうつながっていくのか、拠点はあるものをつながるということで、専門機関、あるいは地域にある大学などにつながることもあるでしょうが、もう1つは、今まで幼保の問題がいろいろ出てきていて、公立幼稚園の空き教室をどう使うかということだっただけで考えられるわけです。そういう意味で、単に新しい施設で何をするかだけではなくて、既存の施設をどう生かしていきながらというところのアウトリーチもあり得るかなと思うのです。ある市では、幼稚園の一室を言葉と聞こえの教室に使って、そこに近隣の幼稚園の子どもたちが週に1回そこで保育をして、また地元に戻るといったりというシステムだっただけで考えられるわけです。

そういう意味では、今すぐソフトの部分までいってしまうと、具体的にはここでは語れませんので、そういう一つのネットワークというか、システムをどういうふうに考えていくかというあたりを出していただけると、よりつなげていきやすくなるのではないかと思います。まず、委員から何か補足はありませんか。

委員 今おっしゃっていただいているネットワークを組むときに少し心配なのが、例えば私が一保護者として関学なら関学のセンターに相談に行ったときに、ネットワークの中でその情報が共有されて、わかば園が全部コントロールして、わかば園のほうから「次はここへ行ってください」というようなものが本当にいいのかどうか。もっと緩い連携のほうが親の本当の子育ての思いや願いに応えられやすいのかなと思うのです。例えば関学さんがやっておられる高度療法的なものを中心にしたような相談体制がある、あるいはどこかではこういうことの臨床を得意としているとか、あるいは北山学園ではとか、あるいはYMCAではとか、それぞれこの特別支援についての相談機能を市内にいっぱい持ってい

る、むしろそういう情報が親の中にいっぱい入って行って、連携協議会みたいなもので、「実はこんなケースで困っているんだけど」とか、あるいは「こういうケースなら、ほかの施設から見たらどんなアドバイスをしていますか」とか、より広い情報が集められるような連携みたいなもののほうが、より子どもには返っていきやすいのかなと思うのです。それが物をつくるようなものであれば、システムティックにやって、流れがばちっと決まっているほうがいいかもしれませんが、こと人間を扱うだけに、非常に緩やかな組織の中で、子どもの心情、親の療育の心情により丁寧に寄り添っていける、支援していけるような体制を目指していきたいなと私としては思います。

会長 一番大事な部分だと思います。委員のご意見は、子どもの状況に応じて、発達に応じて、保護者のニーズに応じてというのがまず前提にあって、それに応じた形のネットワークのあり方や施設のあり方がまず基本に必要なということですね。それを考えたときに、じゃあ、幼稚園や保育所がどうつながれるのか、役割が果たせるのかということがあるのかなと思いました。

要は多様なんだと思うのです。ニーズがいろいろですから、そのニーズに応じて多様な関係性、あるいは特別支援教育がどんな多様なことができるのかというところが、恐らくは今日、アウトリーチもランチという形も含めて、今論議で確認したほうがいいということではないかと思いました。

時間が大分急いできているのですが、これは伝えておきたいということがありましたらお願いします。

委員 先ほど委員がおっしゃったわかば園の中に保育所があったほうがいいのではないかというご意見に対して、私はむしろそれよりは、園の近くのところにある単なる保育所だというものをつくるのならいいのですが、何かセンター的な保育所なら、わざわざ遠くから通ってこなければいけないということも起こり得ないかなと思うのです。それならば、むしろ居住している地域の中に身近な園があるほうが、日常的な障害のある幼児との交流ができるのではないかなと解釈したのですが、解釈が違っているかもしれません。

委員 一つの保育所として機能できたらいい。つまり、地域の保育所としてです。センターというわけではなくて、せっかく一時預かりをしなければならぬ子どもたちがいたり、その施設をつくるのなら、そこに地域の子もたちが来る保育所も併設して、そこで障害を持った子どもたちも共に保育されるという場所ができれば、それで待機児童の解消にもなります。ですから、そこがセンターになるとかではなくて、つくるのならそういう試みもどうですかということです。実際にほかでやってらっしゃるところも存じているのですが、そこにみんなが来なければいけないという意味ではなくて、せっかくその地域につくるのなら、そういう機能もあつたらいいのではないかという意見です。

会長 それも一つの考え方ですし、もう一つは、養護施設等が児童のデイサービスをされていますね。さまざまな施設のほうで地域の障害を持った子どもたちのためのデイケアを開かれたりすることがかなり進んできているので、そういうところとセンターがつながるといっても一つかもしれないですね。

委員 ブランチはランチとして、多様性ということを考えてときに、いろいろなものが、そういうものもあってもいいのではないかということです。別にそこだけということ

ではありません。

会長 委員の考え方も一つだし、ほかのところとつながって、ランチがそれを展開することも一つだし、そういう多様性はあればいいかなと思いますね。

委員 ランチがいろいろな機能を持つという点ですが、社協の分区の事業で、障害児学級のお母さんと懇談をしたことがあって、地域の県民広場事業をやっているところに子どもさんを連れて遊びに来ませんかと投げかけをしたのです。そうしたら、兄弟がいるからとか、親がついてこないといけないからと、拒否されたのです。子どもは、帰ったら家の中で遊ばせる、外に連れていくのは大変だということなので、ランチ機能の中に一時預かりのようなものを、わかば園だけではなくて、もしあったら、すごく助かるかもしれないと、今聞いていて思いました。

会長 実際にそれはされているところはされていて、特にそれは、私の知っているところでは、一時預かりも始めていらっしゃるし、親子教室もされているし、そういうことも考えていったほうがいいかなと私も思います。その機能は、センターのほうで担うのはちょっと厳しいものがあるかなという気もするのです。ですから、地域にランチをつくってつながるか、別にセンターが全部中核を担わなければいけない理由はなくて、それぞれの障害児施設の方々が集って、そこでネットワークをつくりながら展開をしていくことも一つかなという気がします。

委員 最近気になっているのが、障害者基本法が発布されたのですが、その中で、インクルージョンをなさいとなっているんだけど、こと教育に関してのところだけは「可能な限り」という但し書きがついているのです。それを障害者制度改革推進会議の中の障害者の団体などは、「なぜこの中でただし書きをつけないといけないのか。これは障害者基本法の不備なところと違うのか」という厳しい指摘もあります。そのあたりも踏まえながら、幼児期からインクルーシブ教育とか、あるいは幼稚園から義務教育が始まるときのインクルージョンをどうしていくのか、あるいは就学指導をどう展開していくかについても、基本法を踏まえた中で考えていかなければいけない視点かなと思っています。

会長 ぜひそのあたりを生かしていただいて、もう少し皆様方からいろいろご意見をいただきつつと思っておりましたが、少し時間のほうが急いてまいりましたので、申しわけありませんが、何かありましたら後ほど事務局のほうまでご意見を出していただければと思います。

続きまして、アンケートの案件が残っております。そちらに移らせていただきます。ご報告をいただきたいと思います。

事務局 これも報告ということで、簡単にさせていただきます。

平成22年度に実施しましたアンケート調査報告書ですが、別冊の青い報告書のような形でつくらせていただいております。内容については、6月14日の第1回審議会でお示しました報告書素案とほぼ同様です。ですから、内容に関するご説明は省略させていただきますが、素案をお示したときにご意見をいただいた事項、変更箇所について簡単にご説明だけさせていただきます。

6月14日に素案をお示したときに、その後、期限を設けてご意見をちょうだいすることにしておりましたが、期間中、特にご意見をちょうだいしませんでしたので、審議会の

中でご意見のあった2つの事項について主に検討を行っております。

1点目は、すべての設問について、全体の分布がわかるような総計をしていくような形にしたかどうかということですが、副会長と相談をしましたところ、もともとの市全体の母集団がかなり異なっているので、そのままグラフ化することは偏りがあるのではないかと、逆に市全体の傾向を誤解して受け止められる可能性が排除できないだろうということで、見送らせていただいております。

2つ目は、過去の同様な調査結果からの推移がわかるような比較ができないかというご意見がありました。これについては、本市では、平成16年の1月から2月にかけて、西宮市次世代育成支援行動計画前期計画策定のためのニーズ調査を実施しております、そのときのアンケート調査と類似した項目がないかどうかを調べましたが、対象が違っていたり、回答の選択肢が異なっていたり、なかなか比較できるものはありませんでした。

ただ、1項目だけ類似するものがあって、「子育ては楽しいですか」というもので、これに関しては、傾向は一緒でしたので、94ページの下のほうに、「平成16年1月から2月にかけて実施されたニーズ調査でも同様の設問があったが、ほぼ同様の傾向となっている」という旨の記載のみ追加しているところです。

あと、素案のときに、そもそもこのアンケートを昨年実施したときに、いろいろとご迷惑をおかけしましたが、設問番号に不統一なところがありましたので、ここを統一番号にさせていただいたこと、そして、素案のときになかった設問項目の一覧表を最後に追加させていただいたことが現在の報告書の形になっております。

また、自由記述の部分がありました。これは非常に膨大であること、中身が整理しきれないところがありまして、意見というよりは別のことも書いてあったりありまして、審議会委員の皆様には、何らかの形で読んでいただくような形での整理はさせていただきたいと考えております。駆け足ですが、説明は以上です。

会長 このことについて何かご質問はございませんか。今まで何度も見ていただいているものですので、特にありませんか。

特にないようでしたら、時間が来ましたので、この審議会の議題はすべて終了いたします。事務局より何か連絡はありませんか。

委員 少しよろしいでしょうか。

今日も会議の中で発言させていただいたことと重なるのですが、この審議会を1年半行ってきて、運営に関することで疑問のあるところがありますので、本日は、民間保育所協議会代表の委員と幼稚園連合会の委員の連名で意見書を、本当は今日始まる前にごあいさつしてお渡ししようと思っていたのですが、意見書を出させていただきました。

これは、特定に誰にあてて中傷しているとか、そういうことでは全くありません。この審議会の中で皆さんも思っているのではないかと、我々は特に団体の代表をしておりますので、不明瞭のまま審議会がずっと進んでいくことに不安を感じておりますので、本当はお読みしようと思ったのですが、もう時間も過ぎておりますので、要約して簡単にご説明させていただきます。

この審議会の運営に関する意見書です。

これまで審議会の議論を続けてきましたが、明確な成果や結論がなかなか得られないま

ま進行してきています。この貴重な機会を西宮市の幼児期の教育・保育と子育て環境の向上につなげるためにも、今後の審議会運営の適正化を要望しますということで、1から4まで書いております。

1つ目は、先ほど言いましたように、作業部会で話された内容がまた審議会の中で同じ議論が繰り返されたりしますので、今後、このあたりをまとめていただいて、これは事務局か会長がどのようにまとめられるのかはお任せなのですが、お願いしたいと思っています。

それと、2つ目は、論点がずれながら話されていくようなときがあって、決まったのか決まっていなかったのかわからない。審議会の中で結論が何になったのか。例えばブロック分けをしたがどこまで決まったのか。一応あれができて、あれが活用されるのかと思ったら、その後何も活用されていかない。あのブロックはどちらの部会でも使えると思うのです。そういうものもいつも表を見ながらやるとか、そういう形で進んでいくのかと思ったらそうでもない。あれは結論ではないのかと思ったり、結局、実際に動いたのは、幼稚園の就園奨励費の格差是正が一步進んだということだけなのか。そのほかに決まったことはどこなのか。まとめに書かれていることは、継続審議、継続審議ということではっきりしないことがいっぱい書かれていますので、我々も代表として出ていて、これを各所属団体に報告するときに説明ができないということです。

3つ目は、市長が我々に意見を求められていまして、判断は最終的に市長がされると思うのです。それは市長にお任せしたいと思うのですが、できるだけここで理想的な教育や保育のことについて話し合っていけたらいいのではないかと考えています。

4つ目は、適正配置部会のことです。ここでも先ほど事務局からお話があったように、今後、明確にどういうふうに進めていくのか。我々は、課題が見えて、次に何を話し合うかについて勉強もしておきたいということがありますので、そのあたりも毎回整理されていく、今日はここまで決まりましたという確認をしっかりとっていただけるとありがたいです。

時間がなかったので要約しましたが、皆さん、お読みいただいて、決して皆さんに対して批判とか、そういうことではありません。いかがですかということですので、これを次回に反映していただけたらと思いますので、会長、事務局の方々、よろしく願いいたします。

会長 貴重なご意見をいただいてありがとうございます。

せっかく出していただきましたので、時間はオーバーしていますが、委員さんのほうから何かございましたらお聞きしたいと思います。

事務局 意見書をいただいて拝見させていただきましたが、私のほうから3点ほど、お答えになるかどうかはわかりませんが、今後の考え方をご報告させていただきます。

まず、この審議会のロードマップが我々として示せていないのかなというところが第1点です。これは、特に2年目になってから、市はこの審議会でどういう話をして、どういうふうに進めたいのか、そういうストーリー性を皆さんにお示しできていないことが混乱を招いている原因の一つかなと考えております。

2点目は、適正配置部会の件ですが、ブロック分けのご指摘がありました。当初我々の

考え方としては、13ブロックに分けて、そのブロックの中で、幼稚園、保育所、子育てに係る支援の施設、こういった社会資源をどのように有効に活用していくのか。この適正配置は、例えば中長期的な適正配置なのか、それとも一方で我々として子どもの関係で保育所の待機児童対策の問題もありますので、適正配置を当然念頭に置きながら、しかしながら目の前の待機対策もしていかなければいけないという相反するような問題もありますので、そういった中長期的に適正配置ということをとらえていく必要があるのではないかという考え方であります。それと、先ほども申し上げましたが、特別支援教育に関して、各地域の中にランチ機能も必要ではないかという考え方もあります。

3点目は、部会・審議会の進め方になるかと思いますが、少し不足しているのが、事前調整というものがなかなかなされていないことです。委員の方々には、定期的に会議を開催させていただいて、所要時間が2時間ほどですので、その中でいただける意見にはどうしても限りがありますので、本来ならばもう少し委員の皆様方に事前ヒアリングをさせていただいたり、そういうことを事務局として繰り返しながら、ある程度そういった意見を持って開催させていただく、本来そういうふうに改めていくべきなのかなということも考えております。

その中で特に審議会の中で、報告すべき事項と審議していただきたい事項、ここを明確化していかないといけないと思います。これは決まったことで報告です、このテーマについてはご意見を下さい、ここを明確にしないと、報告なのか意見を問うているのかわからないという進行になっている部分もありますので、そういうことも今後改善していきたいと考えております。

それから、皆様方からいただいた意見を最終的にどういうふうに審議会の成果物としていくのかという部分もあるかと思いますが、意見を聞いたら聞きっ放しではなくて、こういった意見をいただいて、それを市の政策としてどういうふうに生かしていくのか、こういう点をきちっとお示ししていかないといけないと思っています。

以上申し上げた3点、私の気づいた範囲内で申し上げましたので、ほかにもあると思いますが、3点、気づいた点を申し上げました。

委員 大変失礼ですが、やはり福祉と教育委員会との連携が、お話が違っているように聞こえたりすることがあったりして、うまくいっていないような感じを受けます。そのあたりも見直していただいて、せっかくなのでいい幼児教育を創出していこうということでこの会があると思いますので、もっとスムーズにいくようなためにもいい連携をつくっていただければと思います。非常に失礼な言い方かもしれませんが、よろしくお願いします。

会長 貴重なご意見をいただいて、本当にありがとうございました。しかし、見方を変えれば、現在、行政のさまざまなセクションをどのようにつなげていくかという行政上の課題もあって、ある意味、こういう審議会を合同で持てたことも一つの方向性の成果だと私は思うのです。ここでこういうふうにいるいろいろあることがむしろ大事で、だから、よくぞ言ってくださったなと思って感謝しています。そうやって少しずつ荒波にもまれながら、行政のほうでもつながり方のあり方を検討していただけたらと思うし、私も会長として至らなかったなということも思っております。おっしゃる意味はよくわかりますので、随分前から私自身も思っております、ただ、審議会というのは、先ほども言いましたが、一

つのプロポーザルを出すところぐらいまでしかできないという現実もあるのです。具体的な施策までここで語れたらいいのですが、ここである程度方向性を決めた上で、それこそ行政サイドのほうで具体化していただく、あるいは作業部会のほうで具体化していただくことがあると思いますので、何かかゆいところに手の届かない論議になってしまうことは私も重々に理解しておりますが、やはり審議会が決定事項を出してしまうと、ここが決定機関になってしまいますと、かえって後から融通性が利かなくなってしまう。そういうちょっと難しいところを歩いていることをご理解を賜ればと思います。

今日は本当に貴重な意見を出していただけたことを、私も本当にうれしく思いました。皆さん感じていらっしゃるのだらうと思ったから、これを言葉にさせていただけたことに感謝します。

委員 確かに審議会を出す結論は、こうあるべきというものを出して、それはいろいろな要素があるからできないものも当然あると思います。ただ、せっかく幼児期の審議会ができたのですから、できるかできないかは別として、少なくとも大きなところ、ここに向かっていくべきなのではないかみたいなところ、それは何年かかるのか、どうなるのかわからないけれどもというような、ただ単なる施策のプロポーザルも必要ですが、大きなところを何かあるのかないのかというところを、せっかくですからここで出さないと、審議会の向かっていく方向、今後子どもたちの教育・保育が向かっていく方向が見えなくなってくるのかなという気がして、それとともに、結局、お金があったらこうですよとか、こうこうこうだったらこうですよみたいな、そういう各論的な話しかできないのではないかという気がするので、子どもたちの幸福という大きな部分に向けて話していかなければならないのではないかと私は思います。

会長 本当に大事な部分で、絵に描いたもちになったのでは意味がないし、現実にそんなものでない困るしというあたりで、どうしてもここでやっていると、その間で難しいところがあります。今日は、委員が言ってくださった西宮市としてのやり方でやったらいいのではないかというご意見は、本当に貴重な意見だと思います。今後、多分国のほうも、各地方公共団体のほうで各自にやってくださいという方向で新システムは出てくるだろうと思うので、そういう意味では、委員のおっしゃったことも書き留めて、事務局のほうでも少し整理して頑張っていたらなと思います。どうぞよろしく願いいたします。

少し延長してしまいましたが、すごく大事なことを最後に言っていただけたと思いますので、今年あと少ししかありませんが、ぜひ年度末にはまとめたことができるように力を尽くしていきたいと思います。本日はありがとうございました。

事務局 報告事項を申し上げます。

まず1点目、次回の開催日程は、格差是正・こども支援部会を、10月26日午後3時から5時で、市の職員会館の大会議室で行いますので、よろしくお願いいたします。

もう1点、これは皆さんにお諮りしたいと思っておりますが、前の第1回の審議会のときに「22年度のまとめ」をお示ししまして、皆さんの合意をいただいたのですが、実は、傍聴の方が資料をお持ち帰りいただいた中で、「まとめ」ということが完全に決まってしまうものというようにとらえられているところがあって、疑義があって問い合わせが

なり多うございました。そういったことがありますので、内容的なものは変わりませんが、表題を「22年度の審議経過」という形に改めさせていただけたらと考えております。そうしないと、一度中間報告を出しているものですから、年度で決まったような誤解を招いている部分がありますので、できれば表題を変えさせていただけたらと思いますので、お諮りいただけたらと思います。

会長 皆さんのご意見をお伺いいたしますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

会長 それでは、そのような形でお願いしたいと思います。

そのほかに何かございませんか。

それでは、ちょっと延長してしまいましたが、今日のご協力いただきましてありがとうございました。

審議会を終了いたします。

〔午後0時48分 閉会〕

【審議会委員出席者名簿：10名】

所属団体・役職名等	氏名
西宮市私立幼稚園連合会 理事長	出原 大
関西学院大学 准教授	上中 修
西宮市民間保育所協議会 会長	内田 澄生
西宮市民生委員・児童委員会	熊谷智恵子
武庫川女子大学 准教授	倉石 哲也
武庫川女子大学 非常勤講師	酒井修一郎
公募委員	庄野 好美
神戸松蔭女子学院大学 教授	寺見 陽子
NPO 法人はらっば 理事長	前田 公美
公募委員	村上美也子

【事務局職員出席者名簿：15名】

所属・役職・氏名
【健康福祉局】
こども部長 多田 祥治
子育て企画グループ長 岡崎 州祐
保育指導担当参事 清原 昭代
保育所事業グループ長 尚山 和男
保育所整備グループ長 緒方 剛
子育て総合センター所長 小田桐 正
わかば園事業グループ長 増尾 尚之
子育て企画グループ 係長 岩崎 祐史
子育て企画グループ 係長 河内 紀子
【教育委員会】
教育次長 伊藤 博章
学校教育部長 田近 敏之
学事・学校改革グループ長 津田 哲司
特別支援教育グループ長 中畑 直子
学校教育グループ長 垣内 浩
学事・学校改革グループ 係長 河内 真